

茨城県知事

殿

設置者 住所

氏名

㊞

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地  
並びに名称及び代表者の氏名〕

老人デイサービスセンター等設置届

老人デイサービスセンター

老人短期入所施設を設置したいので、老人福祉法第15条第2項の規定によ

老人介護支援センター

り、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営の方針
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)
- 7 老人短期入所施設にあつては、その入所定員
- 8 事業開始の予定年月日
- 9 添付書類  
(市町村が設置しようとする場合)
  - (1) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
  - (2) 土地については区画及び面積を明らかにした図面、建物については配置図、平面図及び立面図
  - (3) 当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあつては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書
  - (4) 条例その他の管理規程
  - (5) 収支予算書及び事業計画書  
(国、都道府県及び市町村以外の者が設置しようとする場合)
    - (1) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
    - (2) 土地については区画及び面積を明らかにした図面、建物及び設備については配置図、平面図及び立面図

- (3) 定款その他の基本約款
- (4) 収支予算書及び事業計画書
- (5) 5に掲げる者の履歴書